

【重要】

政府においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱や咳など、同感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に対して、迅速かつ簡易に感染有無を検査することができる「抗原簡易キット」を配布することとしました。このため、キットの使用の手引きを周知するとともに、配布の希望状況を調査しますので、キットの使用を予定している日本語教育機関におかれは、手引きを御一読の上、御回答をお願いします。

事 務 連 絡
令和3年6月18日

日本語教育機関 御中

文 化 庁 国 語 課
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

日本語教育機関における抗原簡易キット配布希望の調査について

この度、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が改訂され、大学、高等学校及び特別支援学校等に対して、抗原簡易キット（以下「キット」という。）の配布を進め、これを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を実施することが示されました。

これを踏まえ、日本語教育機関におけるキットの配布希望について調査を実施しますので、配布の希望がある場合は、下記のとおり御回答いただきますようお願いいたします。配布の希望がない場合は、御回答いただく必要はありません。

キットの配布は無償ですが、使用に当たって一定の条件等が必要となりますので、別添1「日本語教育機関における抗原簡易キットの活用の手引き」によりキットの詳細や検査実施体制、検査実施後の対応等について事前に御確認ください。

なお、各機関への配布数は、1機関あたり20～40個程度を想定していますが、希望機関数及び機関の規模等を勘案したうえで配布数を決定し、委託事業者から直接送付させていただきます。そのため、想定配布数と実際の配布数は異なる場合がございます。

記

1. 調査対象

日本語教育機関

(注) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格にかかる基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の別表第一に掲げる機関

2. 調査内容

別添2「抗原簡易キット配布希望調査票」のとおり

3. 回答方法

以下のURLにアクセスし、ご回答ください。

回答先URL：<https://pf.mext.go.jp/admission/page-23013.html>

4. 回答期限

令和3年6月30日（水）

<本件連絡先>

（日本語教育機関におけるキットの利用、配送に関すること）

文化庁国語課 03-5253-4111（内2840）

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課留学審査係

03-3580-4111（代表）

（抗原検査簡易キットの技術的な事項に関すること）

新型コロナウイルス感染症対策推進本部

抗原簡易キット配布担当 03-6812-7813（内8018）